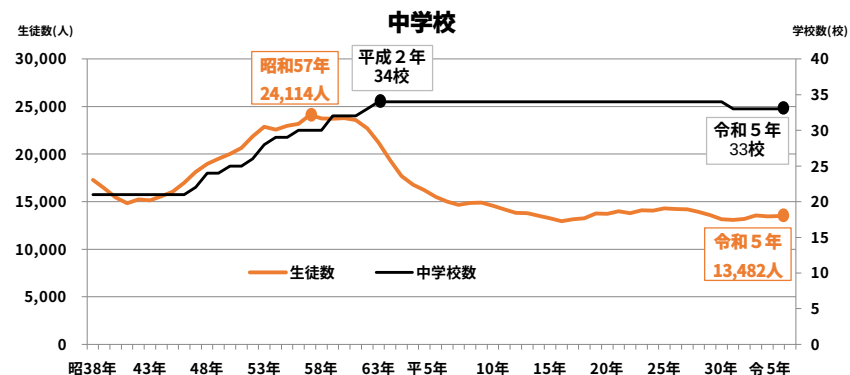
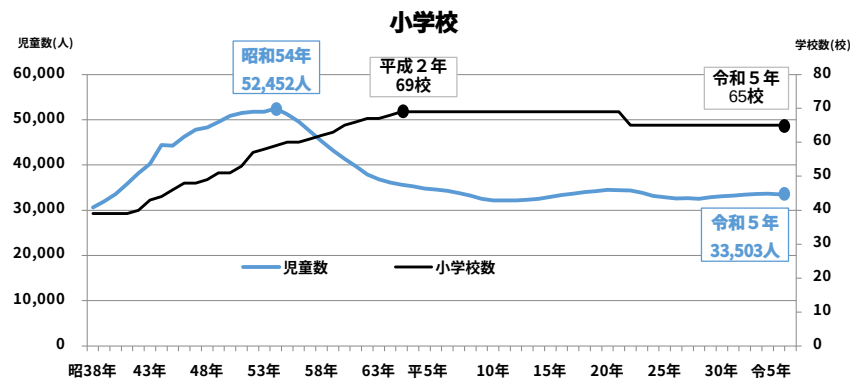


「第二次区立小・中学校および区立幼稚園の適正規模・適正配置基本方針」について

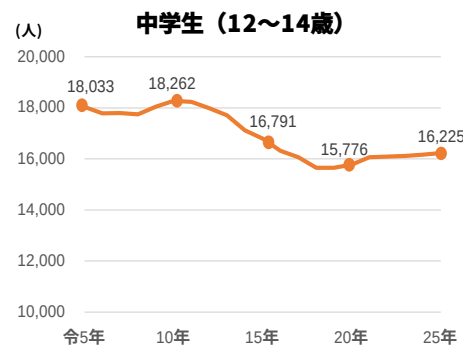
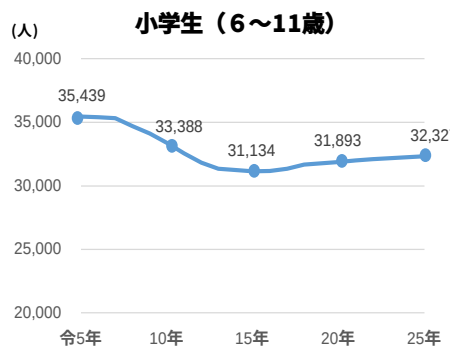
1 区立小中学校の児童・生徒数の推移

- 現在の児童・生徒数はピーク時（昭和50年代）の6割となっている
- 学校数は103校→98校（小学校65校、中学校33校）と大きく変わっていない
- 区の将来人口推計による年代別人口の推移も減少の見込み



<第3次ビジョン推計による年代別人口の推移>

※年齢は1月1日現在



2 適正配置の必要性

- 過小規模校はクラス替えができない、部活動が制限されるなど、教育環境の適正化が必要
- 過大規模校は施設に余裕がない、移動教室の見学場所が制限されるなど、教育環境の適正化が必要
- 改築・改修には多額な費用がかかることから、それぞれの学校について改築や長寿命化改修を行うべきか検討が必要
- 築60年を迎える学校が多い中で、改築計画と整合した適正配置の考え方が必要

⇒ R6.3策定の基本方針では、**適正規模の視点**と**改築の視点**を用い、適正配置の対象校選定の考え方を整理

⇒ R7.3策定予定の実施計画では、基本方針の考え方に基づき対象校を選定のうえ、区立小・中学校の適正配置を進める

3 適正規模の視点から見る候補校

将来推計によるR26年度の学級数の算出方法

学校別の児童・生徒数に人口推計増減率を掛け合わせ、20年後の学校規模を算出する。



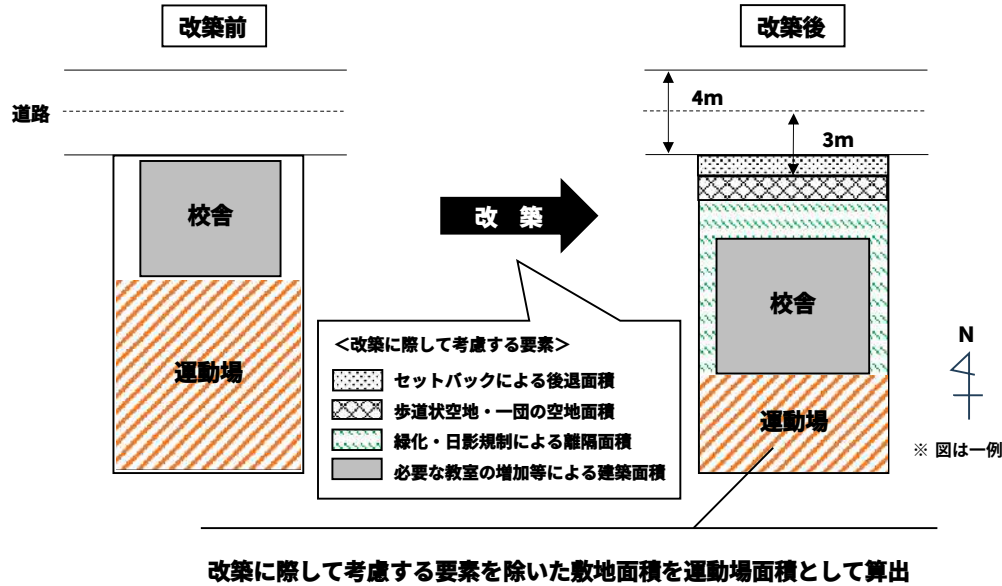
過小規模、過大規模となる学校について検討を行う

「第二次区立小・中学校および区立幼稚園の適正規模・適正配置基本方針」について

4 改築の視点から見る候補校

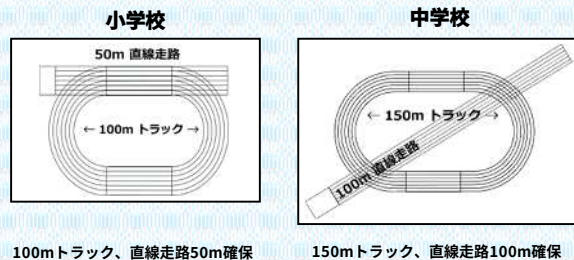
改築に課題のある学校の抽出方法

35人学級編制による学級数の増加等に伴う校舎の建築面積の拡大に加え、周辺道路の拡幅や建築基準法等の改正による規制の強化等により様々な制約を受けるため、運動場面積が現在に比べて小さくなってしまふ懸念がある。改築後に望ましい運動場面積を確保できない可能性のある学校を抽出する。



改築後に望ましい運動場面積を確保できない可能性のある学校を「改築に課題のある学校」として抽出する

(参考) 望ましい運動場面積について



学習指導要領が求めている授業に必要な規模を想定。統合する場合は、左記の望ましい運動場面積の確保を目指す。

5 適正配置対象校の選定フロー

1
候補校を抽出

- (1) 3 で算出した20年後の過小規模校・過大規模校
- (2) 4 で抽出した改築に課題のある学校

2
複数の観点で検討

適正配置後の学校規模

適正配置後の学校規模が
適正規模 (12~18学級)
を維持できるか確認



適正配置後、
過大規模にならないか
※小学校は24学級まで許容範囲

通学距離

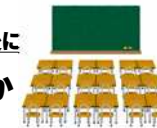
適正配置後の
通学距離の目安
を大きく超えないか確認



通学可能な距離か

近隣校の受け入れ可否

隣接する学校で、改築後に
余剰教室があるか
を確認



近隣校で受け入れできるか

1対1を原則 (最大2校への分散も可)

人口変動の要素

まちづくりや鉄道路線の延長など
人口が大きく変動する
見込みはないか確認



東京都教育人口等推計も
考慮のうえ検討

3
対象校を決定

「受入先となる学校」
「近隣校の統合・再編を優先する学校」
「改築時に再検討する学校」などを除き、
適正配置の対象となる学校を決定

「第二次区立小・中学校および区立幼稚園の適正規模・適正配置基本方針」について

6 適正配置対象校の選定フロー

検討の対象とする学校

20年後の過小規模校



20年後の過大規模校



改築に課題のある学校



① 適正配置後の学校規模 過大規模（小学校25学級、中学校19学級以上）にならないか

可

② 通学距離 通学距離の目安程度の通学可能な距離か

可

③ 近隣校の受け入れ可否 統合・再編は1対1を原則とし、過小規模校は最大2校への分散で近隣校へ受け入れできるか

可

④ 人口変動の要素 まちづくりや鉄道路線の延長など、人口が大きく変動する見込みはないか

過小規模校

過大規模校

適正配置の対象校（統合・再編）

適正配置の対象校（学区域変更）

適正配置対象外の学校

※「受入先となる学校」「近隣校の統合・再編を優先する学校」「改築時に再検討する学校」を除く